

協会けんぽ補助による人間ドック受診に際しての注意事項

2026年度より、協会けんぽの補助制度を利用した人間ドック受診が開始されます。
本制度による補助を利用する場合 **人間ドックの全検査項目を受診していただくことが原則**とされています。

■ 検査中止について

体調や既往歴等により、やむを得ず一部検査を中止する場合には、中止理由を当クリニックより協会けんぽへ報告することが求められています。そのため、当日スタッフより中止理由を詳しくお伺いする場合がございますのでご了承ください。

■ やむを得ない理由であれば、中止は認められます

中止が認められる例

- 治療中・経過観察中（同検査を他医療機関で実施済み、または実施予定を含む）
- 妊娠中、または妊娠の可能性がある場合
- 既往歴や体質により検査が困難な場合
（例：金属アレルギー、咽頭反射が強い、人工肛門、透析治療中 など）
- 身体的理由により検査実施が難しい場合
（例：聴覚障害による聴力検査中止、体調不良になる可能性がある場合）

※上記以外の場合でも、医学的に妥当と判断される理由については確認のうえ対応いたします。

■ 受診者様へのお願い

制度上のルールにより、**理由のない検査中止や受診者様のご希望で一部の検査を中止した場合は、協会けんぽの補助が受けられません。**

ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。